

清代の捐納と官僚社会の終末（中）

近藤 秀樹

三

つぎに捐納が各省出身の知州県の構成にどのような変化をもたらしたかを検討してみる。これは多額な資金を要する捐納が可能であるような層が、相当な不均等発展を予想される生産力を背景に、各省ごとどの程度の厚薄をもつて存在したか、をしようとするためである。このためには各省別に第一表様式の分析をおこなう必要があるが、ここではおおまかな見当をつけるために第六表を用意した。すなわち第六表は第一表の各年知州県の出身地方別表である。そして例監生出身の知州・知県を出身省別にもとめた第三表と第六表の各省別総計の順位を比較したのが下表である。

この表で第三表順位が第六表順位のうえにある

	第六表 順位	第三表 順位	表位
1	浙江	江蘇	//
2	江蘇	安徽	//
3	旗人	西天	+ 順天人
4	江順	山東	+ 安徽人
5	山直	隸川	+ 湖南人
6	四安	徽南	+ 江西人
7	八湖	北直	四川
8	九湖	南直	湖北
9	十安	河南	+ 山東
10	十一河	北直	湖南
11	十二湖	南直	河南
12	十三山	西建	+ 廣東
13	十四福	東貴	+ 山西
14	十五廣	西廣	+ 陝西
15	十六陝	西州	+ 雲南
16	十七廣	州南	+ 福建
17	十八費	雲南	+ 福建
18	十九雲	南	福建
19	二十甘	甘	他
20	二十一	甘	他
21	二十一	甘	他

各省は+印を附してある。このうち順天府は国子監出身の知州県が慣例として籍をおいたところなので除外するが、その他のプラス省分では捐納実施の結果、知州県輩出の度合が増加した省分ではないかという推測がたつ。なかでも安徽・湖南両省の飛躍がいちじるしい。そこでこの順位比較表から代表例とおもわれるもの三、四省をあげて、具体的にその省出身の知州県構成の推移をみることにする。

浙江省 第七表は浙江省出身の知州県出身別表である。浙江は「浙江省人は官になる」といわれるほど由来官僚輩出

第六表 知州・知県出身地方別表

註 表中のイタリツクは%をなします。以下同じ。

旗人	順天	直隸	江蘇	安徽	山西	山東	河南	陝西	甘肅	浙江	江西	湖北	湖南	四川	福建	廣東	廣西	雲南	貴州	その他	合計
雍正 2	218	52	87	141	46	68	59	57	—	164	47	48	19	68	64	36	24	23	23	12	1,346
1724	16.2	3.8	6.4	10.5	3.4	5.0	4.4	4.3	—	12.2	3.4	3.6	1.4	5.0	4.8	2.7	1.8	1.7	1.7	1.0	100.0
乾隆 35	80	61	64	160	77	84	53	53	21	178	127	48	48	67	56	67	30	30	30	46	1,465
1770	5.5	4.2	4.4	11.0	5.2	5.7	3.6	3.6	1.4	12.2	8.7	3.3	3.3	4.6	3.8	4.6	2.0	2.0	2.0	0.5	100.0
〃 51	98	86	89	173	60	81	93	52	12	163	81	47	45	66	60	63	35	52	13	1.6	1,446
1786	6.8	6.0	6.2	12.0	4.1	5.6	6.4	4.1	0.8	11.3	5.6	3.3	3.1	4.6	4.1	4.9	2.4	3.6	0.9	1.1	100.0
嘉慶 6	115	101	54	153	51	74	87	52	15	167	106	44	43	78	51	49	33	37	40	6	1,456
1801	7.9	6.9	5.4	10.5	3.5	5.1	6.0	3.6	1.0	11.5	7.3	3.0	2.9	5.4	3.5	3.4	2.3	2.5	2.7	0.4	100.0
道光 20	138	82	85	132	81	79	68	39	20	151	120	40	27	58	52	55	35	55	45	1.5	1,456
1840	8.8	5.6	5.8	9.0	5.6	5.4	6.1	2.7	1.4	10.4	8.2	2.7	1.9	4.0	3.6	3.8	2.5	3.0	1.9	1.0	100.0
咸豐 4	120	140	80	88	73	75	90	52	17	108	113	47	40	70	49	36	41	42	50	1.9	1,420
1854	8.4	9.8	5.6	6.2	5.1	5.3	6.3	3.7	1.2	7.6	7.9	3.3	2.8	4.9	3.5	2.6	3.0	3.0	3.5	1.4	100.0
同治元	118	156	88	108	83	55	52	75	20	129	85	74	51	65	26	45	59	26	41	5	1,397
1862	8.5	11.2	6.3	7.7	5.9	3.9	3.7	5.4	1.4	9.2	6.1	5.3	3.6	4.7	1.9	3.2	4.2	1.9	2.9	0.4	100.0
光緒 2	95	95	101	144	50	30	91	61	40	18	144	81	79	92	36	42	57	28	42	1.6	1,416
1876	6.7	6.7	7.1	10.2	3.5	2.1	6.4	4.3	2.8	1.3	10.2	5.2	5.7	6.5	2.6	3.0	4.0	2.0	3.0	1.1	100.0
〃 22	64	48	50	133	102	28	60	78	46	22	161	103	84	94	51	32	37	40	52	1.4	1,403
1896	4.6	3.4	3.6	9.5	7.3	2.0	4.3	5.5	1.6	11.5	7.3	6.0	6.7	7.4	3.6	2.3	2.6	2.8	3.7	1.0	100.0
〃 33	68	50	58	109	107	21	83	30	21	153	75	89	96	82	61	40	61	37	51	1.5	1,377
1907	4.9	3.6	4.2	7.9	7.8	1.5	6.0	2.2	1.5	11.1	5.5	6.5	7.0	6.0	4.4	2.9	4.4	2.7	3.7	1.1	100.0
宣統 2	90	48	64	120	99	38	50	38	31	150	70	77	93	62	35	57	49	54	17	1.406	
1910	6.4	3.4	4.6	8.5	7.0	2.7	5.1	2.7	2.2	10.7	5.0	5.5	6.6	4.4	2.5	4.1	3.5	3.8	1.2	100.0	
	1,194	919	844	1,461	829	633	897	742	495	1,97	1,668	1,001	679	635	568	500	471	419	457	143	15,588

のおおい省分で、清代の知州県でもつねに一割前後が、こ

国をさかいに減成した捐納の影響によるものである。

の省出身者によつてしめられている(第六表参照)。ところ

太平天国政権が南京に樹立され、この浙江をかくむ長江

で第七表によるに、浙江では同治元年をさかいに正途と難

下流域地帯が浮足だったときの浙江のようすは、

途の比率が逆転している。いうまでもなく、これは太平天

江浙の人士は皆故郷の樂土にあらざるを慮う。たまたま捐例減

成ざる。遂に紛紛として京曹(京官)になるを避地の計となし、
 かつ印結費(科挙受験や捐納にせらして身家清白を保証する費用。同郷出身の京官が保証の資格をもつ。)を藉りて以て自給することを得んとす。……京職を捐する者殆んど千数百人を下す。

(墨花吟館感旧懷人集「徐小雲少司馬」)

第七表 浙江出身知州県出身別表

進士	舉人	歲貢	恩貢	拔貢	優貢	副貢	貢生	監生	生員	保舉	軍功	監生	孝廉	義舉	貢吏	監生	その他	不明	合計	正途	雜途	途比
雍正2 (1724)	58	15	33	1	5	3	3	32	9	1						1		164	120	44		
乾隆35 (1770)	78	49			13	5	14	11	1							1		178	73.17	1.46	26.83	
嘉慶6 (1801)	72	36			5	4	4	28	3	3	4					2		163	126	37.88	15.12	
道光20 (1840)	66	20			3	2	2	29	1	6	7					5		167	125	79.24	20.76	
咸豐4 (1854)	28	27			4	2	2	32	3	1	2					2		151	111	86.20	13.80	
同治元 (1862)	14	26			1		1	7	1	7	6					5		108	73.50	61	26.50	
光緒2 (1876)	16	24			1	1	4	10	2	2	3					1		129	56.84	46	47	
宣統2 (1910)	22	39			1	2	1	18	1	2	3					4		161	35.66	51	43.16	
宣統2 (1910)	23	23			5	2	1	66	1	2	3					1		153	45.35	73	88	
宣統2 (1910)	16	21			4	2	1	62	1	1	1					1		150	57	37.50	95	
								74	3	1	1							32.67	49	37.50	101	
																			32.67			67.33

という状態にあり、江浙の士大夫は喉もとにせまった太平軍の鋭鋒をかわして京官印結の収入にたよって生計をはかっていたという。しかも太平天国政権の衰弱をみこすと、やがて一転してこれら士大夫は知州県などの実収にたよることになったのである。同治元年いご、この省では知州県にな

るには、科挙による者よりも捐納によるほうが容易であつたことを第七表はものがたる。しかも同時に進士・举人の絶対数が激減していることは、それまで科挙をとおして知州県になつていた者が、これいご捐納にのりかえたことを意味するものであろう。従来科挙によつてはいたが、捐納が実施されれば、易々としてその資本を調達できるような層——これを捐納（可能）層とよぶならば、捐納実施ごも科挙をうけるだけの資力はあるが、捐納資金まで調達できぬ

第八表 浙江例監生出身知州県出身州県別表

杭州		錢塘		仁和		海寧州		富陽		餘杭		臨安		於潛		新城		昌化		
2	4	2	4	8	4	1	8	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	1	6	2	6	2	1	15	1	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	7	20	4	8	4	3	7	1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
51	86	28	48	9	11	2	3	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	54	4	54	6	56	6	62	6	67	6	73	6	76	6	80	6	85	6	87	
6	1801	20	40	28	48	9	11	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
23	48	12	73	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	
元	54	6	62	6	67	6	73	6	76	6	80	6	85	6	87	6	90	6	96	
6	54	6	62	6	67	6	73	6	76	6	80	6	85	6	87	6	90	6	96	
12	73	12	73	12	73	12	73	12	73	12	73	12	73	12	73	12	73	12	73	
2	76	2	80	2	85	2	87	2	90	2	96	2	98	2	1902	2	33	2	07	
6	80	6	85	6	87	6	90	6	96	6	98	6	1902	6	33	6	07	6	10	
11	85	11	87	11	90	11	96	11	98	11	1902	11	33	11	07	11	10	11	10	
13	87	13	90	13	96	13	98	13	1902	13	33	13	07	13	10	13	10	13	10	
16	90	16	96	16	98	16	1902	16	33	16	07	16	10	16	10	16	10	16	10	
22	96	22	98	22	1902	22	33	22	07	22	10	22	10	22	10	22	10	22	10	
24	98	24	1902	24	33	24	07	24	10	24	10	24	10	24	10	24	10	24	10	
28	1902	28	07	28	10	28	10	28	10	28	10	28	10	28	10	28	10	28	10	
33	07	33	10	33	10	33	10	33	10	33	10	33	10	33	10	33	10	33	10	
2	10	2	10	2	10	2	10	2	10	2	10	2	10	2	10	2	10	2	10	
宣統	2	宣統	2	宣統	2	宣統	2	宣統	2	宣統	2	宣統	2	宣統	2	宣統	2	宣統	2	宣統
1	12	1	25	1	136	1	128	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

紹興			定海		寧波				湖州					嘉興								
嵊山	会稽	山陰	南田	象山	鎮海	奉化	慈谿	鄞	孝豐	安吉	武康	德清	長興	烏程	桐鄉	平湖	石門	海鹽	嘉善	秀水	嘉興	
1	6	9											1		1		2					
1	1	1						1						2			1					
	4	6					2	1				1	1	1	1	1			2	1	1	1
	4	3				1						1	2	2	1	2	1		2	1	2	1
	3	7										1	1	1	1	1			1			
1	6	7										1	7	7	1	1						
3	2	7					1					1	1	1	1	1						
2	10	9										2	1	3	2	1						
5	12	20					1	1			1	1	3	7	1	1			1	1		
3	11	16									1	2	1	2	2	1		2				
3	12	10									1	2	3	8	4	1		1				
4	11	9						1			1	3	1	9	3			1				
2	8	10										1	1	10	3			1	1	1	2	2
2	11	13										1	1	12	3			1	1	1	2	3
2	8	16					1	2	3					12	4			1	1	1	2	3
3	8	13						3	1					8				1	1	1	2	2
2	8	15						1	1					10	1			1	1	1	2	2
2	10	14												10	1			1				
1	10	16												7								
1	12	20												6								
33	157	227												6								
	4													2								
														7								
														18								
														9								
														12								
														25								
														26								
														10								
														6								
														4								
														9								
														12								
														12								
														17								

層が、いわば科挙がつかんでいる本来の層であるという意味で、科挙層とよぶことにする。すると浙江省では捐納層がかなり厚く、この層が科挙から転じたあとをあらたにうずめなおすほどまでには、科挙層は厚くなかった、と結論される。

さらに第八表によつて浙江省のなかにおける各県別の例監生出身をみるに、揚子江河口地帯に分布する杭州、嘉興、湖州、寧波、紹興各府所屬の諸州県にそれが集中していることをしる。とくに紹興府下の山陰・会稽両県は、当時、吏部の胥吏をその世業としてゐる者を輩出する県として知られており、そのために複雑な吏部の月選の内容を知悉して、捐納があらたに実施されると、章程公布まえに何班がもつともはやく選用されるかを予知し、儲金してまっていたので、せっかくの捐納資金をむだにすることがなかった、という(清稗類鈔・爵秩「捐生以武陽山会為最多」)。しかし、一方この地帯が当時の中国社会において、地主・佃戸関係の展開がもつともすすんでいた最先進地帯であることをおもえば、この捐納層の厚さといったものは、一方の極における地主など富裕階級の資力のおおきさを推定させるもので

あろう。

浙江とほぼおなじ傾向は、やはり揚子江河口地帯をその省分にふくむ江蘇においてもみられ、その背後にある状態の類似性を推定させるものがある。

湖南省 第九表は湖南省出身の知州県出身別表である。この省は「湖南省人は命をおしまぬ」といわれ、清末らしい中国近代史をおしすすめる革命家を多数輩出した省分として、注目すべき省である。全知州県のうち湖南省出身者のしめる比率はおおきくはないが、しかし、第六表で同治元年をさかいに前後の百分比平均をもとめると、咸豊四年までの二・五六%が同治元年いご五・九〇%と倍いじようにふえ、この増加(三・三四%)は次位の湖北二・六〇%増をはるかにうわ廻つて、全中国で第一位をしめる。この原因を第九表によつてもとめるに、それは光緒二年——第三表の湖南省出身例監生絶対数の類似からすると、おそらく同治六〇一二年いごの例監生出身知州県の急増にあることがしられる。さらにここでは同年いご、雑途出身者の急増とは関係なく、正途出身者の絶対数が減少していない。これはさき

第九表 湖南出身知州県出身別表

	進士	舉人	歳貢	恩貢	拔貢	優貢	副貢	貢生	廩生	增生	附貢	監生	生員	保舉	軍功	騰擧 他	孝方 廉正 帖他	儀式 符吏 他	廩生	その他	不明	合計	正途	百分比
雍正2 (1724)	11	2	4									1									1	19	17	1
乾隆35 (1770)	19	11			6			3	2		2	2		1							1	48	37	9
" 51 (1786)	28	7			1	1		3				5										45	37	8
嘉慶6 (1801)	26	10			2							5										43	38	5
道光20 (1840)	19	1									2	1				1			1			27	24	3
咸豐4 (1854)	19	13			2							4	1		1						40	35	5	
同治元 (1862)	5	21			5			1	1	4	6	6	1	2		3				2	51	33	16	
光緒2 (1876)	12	17			1		1	7	7	3	29	29	1		2			3	3		79	33	46	
" 22 (1896)	17	13			1			7	2	7	38	38							3		6	94	34	54
" 33 (1907)	10	10			4	1		2	1	15	40	40		1					4		8	96	30	58
宣統2 (1910)	11	16			5	1		1	2	1	36	36	10						3	1	6	93	36	50
																							41.87	58.13

の浙江・江蘇とは型がちがう特徴である。

いうまでもなくこれは、太平天国鎮圧にあたって、これまでの八旗・綠營にかわって、曾国藩がその出身の湖南で組織した湘軍が、多数の捐納知州県を輩出した結果である。

咸豐三年に湘軍が組織されると、湖南では投筆從征として、

曾国藩の幕下にはせさんじる士大夫がおおく、それが軍功によって中央に保舉されるのをみて、「入營を以て終南（官になる）の捷徑」とする者がおおかつたことは有名な

清代の捐納と官僚社会の終末（中）（近藤）

永順	沅州		辰州		郴州		桂陽		永州																
永順	麻陽	黔陽	芷江	激浦	辰谿	瀘陵	沅陵	桂東	桂陽	興寧	宜章	（永興）	嘉禾	藍山	（臨武）	新田	江華	永明	寧遠	道州	東安	祁陽	零陵		
								1																1	
											1						1							1	
				1		2					1					1								1	
		2		1		1					1			1		1	1							1	
		1		1		1					1					1		2	1			1	2	2	
				1		1					2					1					1			1	
		1									1			1										1	
		4		4		7		1			1	12		1	1		5	7					2	6	2

シュの様相をもたらしたのである。そうしてみると、湖南出身者の捐納資金は、この戦時不当所得ともいうべきものによつたのであり、これまで科挙をうけていたような捐納層の土着資本ではなかつたことが推定される。このシルヴァー・ラッシュに科挙層からどの程度の均霑者をだしたかは別の問題としても、数字のうえでは、この雑途の急増が江浙のごとく、科挙層からの移動としてあらわれていない

合計	不明	晃州	永綏	鳳凰	乾州	靖州		永順 (つぎ)
						綏寧	通道会同	
1								
2	1							
5	2							
1								
5								
4								
7								
6								
18	2							
30								
29								
48	3							
33				1				
32				1				
37								
38	2							
51								
30	1							
40	4							
36								
458	15							5

原因もそこにあつた、とかがえられよう。そのことはま

た、急増の転期が、第三表においてあきらかなように、浙江においては咸豊六年から同治元年の間にあるのにくらべて、湖南ではそれがひとこまおくれて、同治元年と六年の間であり、太平天国の最終的潰滅をまっではじめて現われていることによつても説明しうであらう。なお参考に湖南の例監生出身知県の各州県別表を附しておく（第一〇表）。

李鴻章が咸豊十一年（一八六一）に組織した淮軍の出身省分安徽は、この湖南省に類似した傾向をしめすが、その正雑途の比率逆転の転期は湖南よりさらにおくれて光緒二二年（一八九五）になる（表は略す）。これは第三表によつてしれる光緒二年の同省の例監生出身者が、なにゆえかその後からみて激減しているためで、あるいはすでに湖南と時をおなじくして正雑逆転の時期が一度あつたかもしれな

い。しかし、淮軍が潰滅した日清戦争（一八九四・五）ちよぐくに安徽省の例監生出身者数が最高値を記録するのは、西洋近代機器採用の運動（洋務運動）の精華として洋式軍隊の模範とされた淮軍が、一面その不当利得をなお旧来の官僚になるための資本として投じていたことが指摘され、興

味ぶかいものがある。

江西省 第一一表は江西省出身の知州県出身別表である。

この省分は前出の第三、四表順位比較表において、捐納の影響によつて、その順位が転落している省分の代表例としてみるものである。この第一一表によるに、江西省では同治元年を転期に、従来九〇、八〇、七〇%代をしめてきた正途が五〇%代に転落し、わずかに過半数を維持するようになる。そして逐年の知州県輩出数も、この同治元年をさかいに若干の下落をみせ、それまで江西省出身知州県が全国知州県に占めた平均比率六・八五%は、いご五・八五%に下落しているが、なおそれは全例監生出身知州県のなかに江西省出身者がしめる平均比率五・三〇%をうわまわっている。

すなわち、江西省では捐納層の厚さは浙江・江蘇にくらべてはるかに薄く、逆に科挙層が厚かつたことを意味している。このことはまた、いったん科挙による官僚への道をこころざして途中から捐納へ転じたとみられる貢生・廩貢・増貢・附貢・生員がそのまま科挙の途をたどつたと仮定し

て正雜の比率をもとめると、（例えば同治元年では正途五九対雜途二五で正途のしめる比率は六九・四一%となり）従来の正雜の比率にはほぼ接近していくことによっても証せられよう。ここでは捐納によって知州県輩出の絶対数は下落したが、なお科挙層が科挙をつうじて知州県になる可能性はそう減

ぜずに残っていた、と結論してよいであろう。この江西省の傾向はほぼあい似たかたちで、第三、六表順位比較表において順位が下落しているか、あるいは同位にある四川、山東、直隸、河南、山西、陝西、福建、甘粛の各省においてみとめられる。そして湖北が安徽・湖南型と

第一表 江西出身知州県出身別表

年次	進士	舉人	歲貢	監貢	拔貢	優貢	副貢	貢生	監貢	增貢	附貢	監生	生員	保舉	軍功	監教	孝廉	筆帖	符吏	監生	その他	不明	合計	正途	雜途	百分比
雍正2 (1724)	33	5	6									2									1	47	44	2	95.65	
乾隆35 (1770)	69	28			8		1	10			1	7		2								127	108	18	85.71	
〃 51 (1786)	51	9			5	1	1	4				6		3					1			81	68	13	83.95	
嘉慶6 (1801)	55	17			5	3	2	3			2	13	2			2			2			106	86	20	81.13	
道光20 (1840)	73	20				1	1	2		1	5	11	2	1	3	3			2			120	101	19	84.16	
咸豐4 (1854)	46	33			3		3	2	1	1	4	17			2	2			1			113	88	25	77.87	
同治元 (1862)	19	22			1	4	1	1		1	5	20	3			1			5	1		85	49	35	58.33	
光緒2 (1872)	19	15			1	3	2	1		5	2	19	1	2		2			2	1		74	44	30	59.45	
〃 22 (1896)	38	14			5	2			5	1	10	22	3						1			103	60	41	58.25	
〃 33 (1907)	21	16			1				6		7	21	1			1						75	39	35	52.70	
宣統2 (1910)	22	11			2		1	1	1		6	19	5						2			70	36	34	51.42	

江西型の両相を呈し複雑な動向をみせるのを除いて、この江西型の動向は、第三、六表順位比較表において順位が上昇している広東、貴州、広西、雲南の各省においてもみとめられる。すなわち、全国一八省のうち浙江、江蘇、湖南、

安徽、(湖北)をのぞく省分では、捐納の盛行によって知州 県輩出数は若干の増減をしめたが、なお科挙層がその過半数にとどまっていたことをしるのである。ここでは代表例として広東省の逐年知州県出身別表(第一二表)をかか

第一二表 広東出身知州県出身別表

	正途															雜途									
	進士	舉人	歲貢	恩貢	拔貢	優貢	副貢	貢生	廩貢	增貢	附貢	監生	生員	保舉	軍功	騰餘他	孝方廉正帖他	筆式	胥吏	廩生	その他	不明	合計	百分比	
雍正2 (1724)	14	15	6		1																		36	36	0
乾隆35 (1770)	35	17	1		5		6	2															67	58	8
" 51 (1786)	37	8			6		5				3	2		1		1							63	53	10
嘉慶6 (1801)	32	8			3		3	1				2											49	43	6
道光20 (1840)	33	7			7		1				1	5								1			55	48	7
咸豐4 (1854)	12	9			1		1				1	9		1									36	25	11
同治元 (1862)	4	23			2		1				1	9		1						3			45	34	11
光緒2 (1876)	10	14			1					1		14											42	25	17
" 22 (1896)	12	6			2		2				2	5		1						1			32	22	10
" 33 (1907)	8	10			3					1		13								1			40	22	18
宣統2 (1910)	5	13			1					1		11		1									35	20	15
																							57.14	42.86	

げるが、そのほかの省分とともにさらにくわしい検討は、
こんごの課題としておきたい。

いじよう浙江、湖南、江西の各省を代表例にあげて、捐納による知州輩出の変化、およびそれをつうじて捐納層、科挙層といったものの厚薄のありかたをみてきたが、つぎに科挙層といったものを具体的にもとめてみたいとおもう。

四

捐納層はそのときどきの事例規定の価格を自弁しうる層であつて、それが実際に要する資金は捐納の手續きにかかせない諸費用や胥吏への心づけ、あるいは花様を加捐する資金などをくわえて、事例規定の素価格を若干うまわまるであろうが、その下限はほぼ明白にできる。

これにくらべて科挙層はなかなかにつかみにくい。捐納層のうちにも、士大夫の伝統に固執して捐納におもむくを潔しとせず、なお科挙をこころざした者も例外としてはあつたであろうが、その上限はほぼ捐納層の下限に直接するとかんがえてよからう。ただ科挙層の下限が当時の社会にあつて、どの程度の者をつつみえていたものであつたか。

これはおおいに問題になるところである。ここで山西省での興味ある事実を紹介しながら、この問題の解明をこころみてみたい。

雍正硃批論旨におさめられた山西学政使劉於義なる者が、雍正二年（一七二四）五月九日附で雍正帝にだした密奏に、

……山右（山西）の積習は、重利の念、重名（の念）より甚し。子弟の俊秀なる者は多く貿易の一途に入る。其の次（の者）はむしろ胥吏と為る。中材以下（の者）に至ってはじめてこれをして読書応試せしむ。故を以て土風卑靡たり。臣（劉於義）極意激勵すといえども、にわかには改易しがたし。

と山西では、子弟の最優秀なる者は商人になり、次等の者は士大夫のさげすむ胥吏となり、中等いかの者にしてはじめて科挙に応ずるのが長いあいだの習慣で、それは利を重んずる觀念が名譽を重んずる觀念に優先しているからである、という報告である。かつて中国において科挙がようやくさかんになつてきた唐代、太宗は新進士の行列をみて、天下の英雄はわが彀中（射程距離内）にあり、とさげんだといわれる。じじつ、そのご皇帝の独裁権の確立と科挙による天下の英雄の去勢とは密接不可分なものであつた。しか

し、山西の士大夫はついにその科擧のからくりを見破つたのであろうか。独裁権力の拡充をこそねがった雍正帝は、この事態にいかに対処すべきであらうか。この報告にたいしてかれのあたえた指示はつぎのごとくであり、事態はそのまま放置される。

山右は大約、商賈首に居る。その次なる者なおよく農に力む。またの次なる者營伍に入らんことを謀る。最も下なる者をしてはじめて読書せしむるは、朕の知悉する所。習俗殊に笑うべきに属す。

すなわち、山西のかかる事情について、雍正帝はすでに知悉しており、それは笑うべきものとして、なんらかの対策が講ぜられるけはいはない。それは科擧を軽視する山西の士風は、かれの独裁権確立になんら害をなすものではないと判断されたからであらう。はたして、それはじつに無害なものなのかどうか。さらに検討をくわえてみる必要がある。

つぎにひくのは康熙時代（一六六二—一七二二）の山西陽曲県志卷七「申詳」におさめる同県知県戴夢熊（浙江浦江県の人。例監生出身。康熙一五—二三年在任）が山西の童生が考試に応じない事情をのべた、学政使あての上申文（舉行

義学詳）である。

学道（学政使）の科擧を行牌かいはいざるを蒙りてより、卑賤たちに示はりがみを出し考試せんとせり。（しかるに）儒童の投な到たうるもの窶くわうなるに因り、ついで即ちに儒学に牌行し、保結の（責任ある）廩生を喚集し、郷・城の童生に伝論して考（試）に赴かしためたり。点名して造冊するに及んで、僅かにただ二十五人なり。……

官になること最もさかんな浙江出身の知県には、どうも合点のいかぬ事態であり、つづけてこの原因を指摘して、伏して念うに、晋省（山西）は文献の名邦たり。何んぞ文教廢弛し、儒童零落するに至れるや。その由る所をはかるに、總じて地瘠せ民貧しく、五方雜処し、或は商賈の奔弛するを慕い、本をもつて利を求む。或は庄農の胼胝へんぢに效なまい、力を尽して營生するに因る。此れに因り、詩書を拋棄し、絃誦を停止し、儒冠を人を誤るの具とおもひ、礼儀を視て身外の物となす。年また一年、愈々趨り、愈々下る。……

とのべる。戴夢熊によつて採りあてられた山西の士風不振の原因は、その貧困にあったのである。

山西は華北辺境の省分で、その中央を貫流する汾水の流れ域にわずかの盆地をのこして、あとはほとんど山岳地帯からなる地方である。しかし、明代にすでに商人輩出の地

方として著名で、「江南は則ち(安徽の)新安を推す。江北は則ち山右を推す」(「五雜俎」巻四)といわれている。清代にはいつてからも、辛亥革命にいたるまで全国の金融為替業(票莊)を独占したのをはじめ、蒙古との国際貿易、中国全域にわたる日常諸物貨の販売者として、西商あるいは西幫とよばれた山西商人の名は著聞していた。「山西の富室は經商を以て起家する者多し」と指摘する清稗類鈔「山西多富商」は、光緒時の資産三〇万両から八〇万両に及ぶ者を榆次県で三家、太谷県で三家、介休県で一家あげている。そのうち榆次県の乾隆時代地志は「県人田作を操る者十の六七、服買する者十の三四。その田業ある者も亦多く喜んで胥吏となり、公庭(官衙)に給事するを榮と為す」(巻六風俗)とのべる。雍正帝や戴夢熊によって指摘された士風はかな

り普遍的なものであったらしい。同時代の太谷県志が「陽邑(太谷県)は民多く田少し。豊年の穀を竭しても兩月(の用)に供するに足らず。故に耕種の外、感(み)謀(み)生(しょう)に善し。數千里を跋渉するを率(おほむ)ね以て常となす」とその農業生産の貧困と商業活動とをむすびつける。つづけて「士人は誦読に勤め、貧落すと雖も儒業を改めず。すなわち農家は稍々

贏余を致せば、また喜んで子弟に読書を課す」(巻三風俗)というのは、そのしめりがちな口調からも察せられるように、例によって士大夫的粉飾であろう。

しかしそれでは挙業とも儒業ともよばれる科擧の受験勉強にはどれほどの費用が必要であったのであろうか。戴夢熊の學術振興策からそれをうかがってみよう。かれの案では郷村においては、素封の家が延師している家塾にとりあえず同族・親戚はもうすに及ばず、はては異姓の子弟をも收容させるが、県城においては、祠堂・寺院をかりて義学、すなわち私立学校を四カ所設立し、その延師の費(館穀といふ。ここでは一人毎歳二四兩と見積られる)は戴夢熊しんが負担すること、士風の挽回をはかろうとする。そのさい学生側負担とされる諸費用はつぎの一文から推量できる。

愚民(科擧を)視て畏途と為すのは、正に就学の時、書卷・筆墨・紙張に費あり。茶湯・飯食に費あり。長大なる(士大夫用の)衣服・街衢(おほむ)に出入するに費あるを以てなり。幼小の子弟に至りては風雨晦冥すれば、率(おほむ)ね父兄の往来迎送するに頼る。精神力の費、凡(おほむ)幾なるを知らず。就中、学成る者甚だ少く、半途にして廢する者甚だ多し。此れ父兄の灰心する所以なり。

(前引陽曲県志卷七)

すなわち学生側負担は、教科書・文房具・弁当・衣服・交際費といった諸費用と、父兄が送迎についてやす心労であり、山西ではこれが負担できずに、途中でやめる(絶意進取)者がおおい、というのである。また別に戴夢熊は、郷民は字を識るやただちに胥吏となつて生計をたてる習慣があることをも指摘している(前引陽曲県志卷七申詳「義学覆詳」参照)。

かかる費用を負担しきれない父兄や、字をおぼえるやただちにそれによって生活せねばならぬような学生といったものについての想像からうかんでくるのは、堂々たる大土地所有者の子弟といった想像ではない。すくなくとも設塾延師しているような素封家ではない。戴夢熊は紡績による産業振興とともに、土風振興のより具体策として、

義学中の文学完篇、(経典の)義理に稍、通ぜる者は、即ち姓名を登記し、伊の父兄の棟差をもって、概ね豁免を与えん。別に詞訟過犯あるも、また量りて村責を免せん。

と建議して学政使の批准をえているが、雑

役のもとにあえぎ、裁判では公庭にひきすえられて拷問の筈に身をさらす、といった者の想像は、ますます大土地所有者のそれからは離れていく。しかし、その決定的な像はとらえられない。

そこでつぎに、山西を捐納の点からみてみよう。戴夢熊も「捐納の制は由来遠し。……陽曲は明よりいらい、僅かに数人あるのみ。近ごろ王師征剿するにより、開例捐納さる。粟を輸する者あり。銭を輸する者あり。貢監即ち始めて多きを称す」(前引地志卷一一「例貢監」といっている。第一三表は山西出身の知州県出身別表である。ここでは同治元年、光緒二年にわずかに雑途の比率があがるが、そのほかはなお正途が圧倒的な比率をしめている。次表は第一表に

年 代	全 国 總 数	山西 指数
雍正 2	1724	168
乾隆 10	45	127
“ 35	70	46
“ 51	86	100
嘉慶 6	1801	113
道光 20	40	“
“ 28	48	134
“ 30	50	“
咸豐 4	54	147
“ 6	56	148
同治 元	62	256
“ 6	67	265
“ 12	73	268
光緒 2	76	245
“ 6	80	261
“ 11	85	249
“ 13	87	256
“ 16	90	262
“ 22	96	232
“ 24	98	252
“ 28	1902	231
“ 33	07	233
宣統 2	10	221

おいて全知州県の正途の比率が最高を記録した乾隆五一年の全例監生出身知州県と、山西出身のそれを一〇〇として、逐年の例監生の指数をもとめて比較した表である。

すなわち山西は道光二〇年をのぞいて全例監生出身の指数につねに及ばないのみならず、同治元年いご、基準指数

の一〇〇をしたまわる指数を記録するのは、全国でこの山西一省のみである。これには一九世紀後半、とりわけ光緒三年(一八七七)いごの山西未曾有の饑饉が影響してゐるであらうが、しかし、咸豊いごの滅成の結果が山西ではまったくあらわれてこない。山西の土着資本、とりわけ厚資をほ

第一三表 山西出身知州県出身別表

	進士	舉人	歳貢	恩貢	拔貢	優貢	副貢	貢生	廩貢	增貢	附貢	監生	生員	保舉	軍功	騰方漢式		廩生	その他	不明	合計	正途		
																他	他					百分比	雜途	
雍正2 1724	33	7	16		1		1		1			7				2						68	88.23	11.77
乾隆35 1770	38	19	1		4		1	13	1		1	4						1			1	84	64	19
" 51 1786	46	10			1			11			1	9						1				81	77.10	22.80
嘉慶6 1801	43	10			6	1	1	4	3		1	4		1								74	71.60	28.40
道光20 1840	40	10			4			3	2	1	4	13			1			1				79	62	12
咸豊4 1854	27	20	1		5			3	3	2	9	1				2						75	83.78	16.22
同治元 1862	17	8			2		1		3	1	3	14			2			3	1		2	55	70.88	29.12
光緒2 1876	8	12							3		1	6										31	50.49	41.51
" 22 1896	11	8				1			2		1	4										22	31	7
" 33 1907	6	4							1		1	8						1				21	66.66	33.34
宣統2 1910	14	10	1			2			1	1	7							2				38	75.00	25.00
																						27	10	11
																						88	71.05	28.95

こつた山西商人の資本は、官僚への転身資金には投ぜられなかつたのであろうか。

商業資本と捐納との関係について若干ふれるならば、乾隆二二年（一七五七）、皇帝が江南へ巡幸したさいに、前年の災害救助に尽力した兩淮の商人を賞したが、かれらは官僚の肩書こそもつてはいたが、いずれも仕版（官界）には登ってはいないことが確認されている（乾隆東華錄・同年二月乙丑參照）。しかし、ようやく捐納価格が下落しはじめた道光年間、知府を捐納した山西票号の商人が、赴任の引見にさいして皇帝にその貪慾をさらわれて斥けられ、皇帝の違約に怒って捐銀をとりもどしたという話（清稗類鈔・「捐銀索還」參照）がつかつたように、山西商人も捐納におもむいたようであり、減成いごは商人の赴捐する者ますますおおく、同治元年（一八六二）には、商人の捐納は虚銜・雜職に限定し、その実官捐納を禁ずる御史裘德俊の上奏（皇朝同咸道光奏議卷二・同人「臚陳時務八条疏」參照）が裁可されると、捐納局に赴く者が俄然すくなくなり、ふたたび捐納収入を確保するためには商人実官捐納の禁令を撤廃せねばならなかつた（皇朝統文獻通考・卷一一一「捐納」同治元年）。かく

のごとく、捐納収入にしめる商人の資本はおおきくなつていたのである。しかもなぜ商人輩出の地としてしられる山西における知州県捐納の数は増加してこないものであろうか。

山西票商が道光年間に知府を捐納した話をさきに紹介したが、まず票商と捐納についてみてみよう。陳其田「山西票莊考略」（民国二年）によれば、票商の出身地は山西太原府下の榆次・太谷・祁の各県と汾州府下の平遙県で、その興隆の原因には「咸豊初年に籌餉事例が開かれてより、報捐する者紛紛、大半は票商に帰してその事を承弁せしむ」と、捐銀の取扱いによる収入によつて營業を拡大していったことがあげられている。捐銀の上免をはじめ、捐納にまつわる手続き一切を票号に一括してうけおわす（包攬させる）ことは禁止されていたが、道光年間になつても依然おこなわれ、銀両さえ納めれば、票号が捐生とたえて面識がなくとも適当な同郷官の印結をそえて上免してくれるので、このために捐生の身家清白は実際には保証されなかつた、といわれる（東大東洋文化研究所大木文庫蔵・道光条例不分卷・元年春季「捐納人員」參照）。また、票商と銀庫の胥吏とが結托して票商取扱いの銀でなければ取領しないように捐生にお

もいこませ（黄爵滋奏疏卷一〇「請飭議銀庫事宜疏」道光一三年二月二十五日参照）、これによる胥吏へのつけとどけは千兩につき五兩、当時常捐収入二百萬兩、大捐収入は一千万兩をくだらず、胥吏の不当収入のよい財源になっていた、という（同前書卷三「銀庫取捐疏」道光一三年二月初六日参照）。票商の収入がさらにこれをうまわったことはうたがいないところである。

第一四表 山西例監生出身知州県出身県別表

		太原								
興	崑 崑 州	文 水	交 城	徐 溝	太 谷	榆 次	太 原	陽 曲		
					1	1	2	2	雅正 2 乾隆 35 " 51	1724 70 86
					1				嘉慶 6 道光 20 道光 28	1801 40 48
								2 2 1	咸豐 4 同治 6 元 6 12	54 56 62 67 73
							1	1	光緒 2 6 11 13 16 22 24	76 80 85 87 90 96 98
					1		1		28 33 宣統 2	1902 07 10
					2	3	2	9		

沁州		遼州		沢州			潞安			汾州														
武鄉	沁源	榆社	和順	沁水	陵川	陽城	高平	鳳台	黎城	壺関	潞城	襄垣	屯留	長子	長治	寧郷	永甯州	臨	石樓	介休	平遙	孝義	汾陽	
																	1			1	2		1	1
																				1	1	1	1	1
							1													1	1	1	1	1
							1													1	1	1	1	1
																				1	1	1	1	1
							1													1	1	1	1	1
							1													1	1	1	1	1
							5													1	21	5	12	12

絳州	解州				蒲州					平陽					平定								
	芮城	平陸	夏	安邑	万泉	猗氏	榮河	虞鄉	臨晉	永濟	吉州	鄉寧	汾西	襄陵	太平	翼城	曲沃	岳陽	浮山	洪洞	臨汾	壽陽	孟
	2									1	1					1							
	1									1													
	2				1					1													
	1									1					1								
	1	1	1	1	1					1						1	1						
	1	1	1	1						1					1	1							
	1	1	1	1						1					1	2							
															1								
	4	3	2	7	1	1					2	4					3	1	3	7	1	1	1

寧武	朔平				大同							霍州		隰州		絳州								
	偏關	寧武	平魯	左雲	朔州	右玉	靈邱	広靈	天鎮	陽高	山陰	岢州	渾源州	懷仁	大同	靈石	趙城	永和	蒲	大寧	河津	稷山	絳	聞
	1	2	1											1	2			2						
												2	1			1								
												1	1			1								
1												1	1											
												1	2											
4	4				1							1	1	12		1			1			3		

合 計	不 明	その他直隸序	保 德			忻 州	寧 武 (つづき)
			河 曲	繁 峙	五 台		
749					2		神池
4137					111		
9514				11	1		
1286	1				111		
2354				11	1		
7887				111	1		
147	1			3	5	9	

ところでここに示した山西の州県別例監生出身表（第一四表）によれば、票号商人の出身県である榆次・太谷・祁・平遙の各県においても、その捐納知州県の数は寥々たるものである。この原因はおそらく、捐納によって多大の収入をえた票商のうち、資本をにぎるような階層にとっては、前出した知府などの上級官僚はともかくとしても、微々たる知州県などは無視しうるほどの蓄積と利益収入源とをもつていたことによるであろう。

また、陳其田前出書によれば、これら資本主に使用される票号雇傭商人もおおく同郷人であるが、かれらは人質としてその家族を故郷にのこし、帰郷するにあたつてもまず資本主の家にでむいて着服金のないことをただされてはじめて帰家がゆるされる、といった地位に隷属する存在であり、そしてとりわけ「実職・虚銜をとわず、いずれも捐納するを准されず」といった慣行禁条のもとにあった存在であることにその原因があつたであろう。

資本主・使用人いづれにしても、山西の票号資本が、知州県の捐納に登場してこない理由は、いじょうの点にあつた。ではつぎに、日常物貨をもつて全中国の村落にまではいりこんでいた西幫商人についてはどうであつたか。ここで或山西商人の乾隆中期一〇余年にわたる活動をたどつて、これがかんがえてみたい。

それは乾隆四〇年（一七七五）一月六日、安徽鳳陽関を通過する船内で、山西長治県人秦功德なる者が、「永兆国祥」とか「皇恩普照」とか、怪しげなる文字をかいた荷物をもつていたことが、皇帝をおろそかにする邪教のたぐいかと邪推した官僚の目にとまつたことからあきらかになる

(史料旬刊・第二期「秦功德案」)。秦功德の身許調査が安徽から山西に依頼され、この年閏一〇月五日、山西の按察使はみずから長治県(八倫鎮)におもむき、秦功德の家にふみこんだのである。そのようすを按察使の報告書はつぎのようについて。

査するに該犯の止住は、破屋二間、内外を分たず。ただちに室に入り、逐細に捜査せるに、僅かに破爛せる論語・藥性雜字等の書数本あるのみ。並えて(怪しむべき)十保文板片並に増幅等の項なし。

まず目ざす証拠品はなにもなく、つづいて念をいれて妻の李氏、弟の秦脩徳および近隣人を訊問したあげくに判明した秦功德の行状は、

該鎮の居民は、多く安徽に在りて貿易す。秦功德もまたもと帮夥を以て營生す。従前曾って河南固始縣に在り、王之相と合夥して生理す。後不和に因りて散じ、二十九年に至りて本県馮祥の本銀を領して外に在りて米豆を販運す。未だ久しからずしてまた辞去せらる。秦功德は分つ所の銀八十余兩を將って江南鳳台縣に携往し開舖す。また本を折して回る。三十六年八月に於いて家に到り、二十金を掲債し、本村に在りて錢卓を開設す。ついですなわち歇手す。また鉄貨を販運し、十月内に於いて江

南に往きて售売す。十歳の次子を帶領同行せしに、次年その子外に在りて病瘍す。伊の弟秦脩徳は各自經營し、さきに江南鳳台縣江口地方に在りて貿易す。三十八年三月秦功德江口に到り、伊の弟に向いて告知すらく「一回りて長子のために娶娘せんと欲す」と。秦脩徳はただちに伊に衣服・銀錢を助く。該犯四月内に於いて家に到り、すなわち本村の秦太昌店中に在りて帮忙すること兩月。ついで合せざるに因り、また辞回せらる。三十九年三月に至りてまた外出を行い、その後は並えて未だ回家せず。そして、さらにさいごの外出先といあわせた結果判明した秦功德はそのごの行動はつぎのごとくである。

該犯の堂叔秦普齋、安(徽)省霍丘縣に在りて店業を開張するに因り、(秦功德はかれに)向いて一千余文を借本して、往来貿易し、……四十年六月内に至り該犯は河南光州に赴きて貨物(布疋)を置買販売す。……

じつは秦功德は三六年来に帰家した当時より、商買の不振と生活の困窮から「求神保佑発財」するようになり、それが昂じてすこしく神がかりになっていたのが、神經過敏な官権の嫌疑をかけられる因となつたのであつた。しかし、そこからあきらかになつた乾隆二九年(一七六四)ごろから一〇年間の秦功德の足跡は、原籍と江南各地を交互に往来す

る広範なものであり、手がけた業種もここでわかるだけで米豆販運・錢卓・鉄貨販運・帮忙・布疋販売と多種にのぼり、しばしば合夥をいとなんでいることがしれる。しかもここにあらわれる秦功徳の現銀所持額は、馮祥との合夥解約によって手にした八〇余兩を最高とする。それは監生買得の素価格一〇八兩にはわずかに及ばないにしても、しかし、清代における知県の最低捐納素価格九九九兩にははるかに及ばない（第五表参照）。西幫の名で全国に日常諸物貨を供給していた山西商人の資本としては、意外にすくないが、西幫の一人としての秦功徳の商業活動は票号資本とはくらべようもない零細な資本にささえられていたのである。商買不振から気がふれた山西商人秦功徳の貧しい生活の断面は、このことをあきらかにする。そしてその破屋になおぼろぼろの論語がころがっていたという事実は、さらに心をもくもらせる話である。秦功徳の前身はもちろんあきらかではない。また故郷にのこした長男を学校へかよわせていたかどうかもあきらかではない。

しかし、定鼎ごまもない康熙時代が、科擧によって把握しようとしていた層というのは、この秦功徳のような独立

自営の小商人的存在までをもその対象としていたのではなかったであろうか。にもかかわらず擧業の費用が支弁できずに「棄儒服賈」といわれるような層の実態は、かかる商人層と比肩するような零細な自営層であったのではなかつたらうか。

雍正帝は山西の士風を笑うべきものとうそぶいたが、そこにみられるのは総体的な生産力の貧困のなかに、一方の極に票号資本家の超大商業資本の蓄積があり、その対極に「民業勤苦、農圃を除くの外はすなわち薪を負い、煤（石炭）を掬り、驟脚を趕う。大抵夏秋は南畝に力め、春冬地凍ればすなわち深山に入りて木を斫り、斲を掬り、或は値を受けて人に代りて驟馬駱駝を趕いて遠省に自載し、その能者はすなわち値を受けて人の為に簿記収掌する」（乾隆孝義果志第四冊「民俗」）ような農民層の貧困があり、それとさしてへだてない地位に零細資本の中間層が推定されるような状態がうみだした風潮であったのである。

ただ国初定鼎ごまもない康熙年間、意識的に運用されるときには、かかる零細貧困な中間層をも包含することを意図したということは、興味あることであるといえよう。雍

正年間でも、陝西・甘肅では文武生員が「入伍食糧」すなわち当時の士大夫が一段賤しいものとした軍隊にはいつて食いつないでいた例があり、延綏一鎮で六〇余名のおおきをかぞえたので、かさねて禁令を発している（皇朝文獻通考七〇「学校考」巻七〇雍正一三年）。科擧層の最下位にある生員にはかかる層をもふくんでいたという事実は、ある程度まで「寒土に門をひろく」という科擧の意図が実現していることをうかがわせる。

由来、中国では「士は農より出ず」という伝統觀念から、おおくの伝記のたぐいは、刻苦精勵、耕読併せ行うような農民から身をおこしたように粉飾するのをつねとしている。たとえば曾國藩は湖南の出身であるが、みずからもその生活に余裕ができたのは官になってからのちであるといっている（曾文正公全集「家書」巻四）が、かれが郷試に合格したとき、その通知をつたえる使者が田間の農夫に曾の家をたずねたところ、その農夫が本人の曾國藩であった、という挿話が当時美談として流布したという（梵天廬叢錄巻四「曾文正公」）。

その真偽のほどはともかくとしても、しかし、純米作地帯で、その商業権も他省からくる客商ににぎられてはいたが、華北の山西にくらべては相対的にゆたかな生産力水準をもつていたとかがえられる湖南省では、かかる晴耕雨読的自作農層の存在を肯定しうるのではなからうか。光緒重修善化県志巻八列伝二九に、

嘉慶の時、李湘甲なるものあり。進士を以て羅田（県）令に官たり。宜都・麻城・応山（の諸県令）を歴するに、皆教樸を以て政を為す。始め湘甲家貧しく、力作自食、既に諸生たるも、なお備作と水車を踏む。郷人其の勤廉なるを盛伝す。

とある一例は、やや具体的にそのようすをのべたものである。力作自食し、生員に合格しても、なお僱農とともに水車をふむような層が、科擧層の最低辺にあったと推定することは、この例からするならば、そう飛躍した推定とはいえないであろう。

（以下次号）

（京都大学研修員）